

同時発表：国土交通本省

令和2年7月22日
九州地方整備局

球磨川に架かる橋梁10橋、両岸道路約100kmの早期復旧に向け
　　国の権限代行による災害復旧事業に着手
　～道路法改正後、県道等の災害復旧代行の初適用～

- 令和2年7月豪雨における八代市から人吉市間の国道219号等の道路の被災については、球磨川を渡河する橋梁が10橋流失するなど、被害が広範囲に及んでおり、被災地方公共団体より国による早期復旧のご要望をいただいていることから、国土交通省では、流失した橋梁10橋を含む国道219号や熊本県道等の約100kmの災害復旧事業を国が代行することに決定しました。
- まずは、国道219号と並行する県道を組合せた1本の啓閉ルート確保を8月上旬を目途に進めております。また通学路にも指定されている西瀬橋への仮橋設置に着手します。
- なお、先般の国会において、県道等の災害復旧事業においても国が代行できるよう道路法の改正（令和2年5月）を行いましたが、今回この適用により迅速な代行に努めて参ります。

【直轄代行の概要】

1. 球磨川に架かる橋梁: 10橋(深水橋、鎌瀬橋、相良橋、西瀬橋等)
2. 球磨川両岸の道路: 約100km(国道219号、主要地方道人吉水俣線等)

問い合わせ先:

九州地方整備局 道路部 道路計画第一課 課長 野村 文彦

TEL: 092-476-3529(直通)

FAX: 092-476-3478

令和2年7月豪雨における直轄権限代行 一覧

【県管理国道】 1路線 約50km

自治体名	路線名	区間
熊本県	一般国道219号(鎌瀬橋含む)	八代市渡町字塘外～人吉市相良町字一丁田

【県道】 7路線 約40km

熊本県	主要地方道15号 人吉水俣線(西瀬橋含む)	人吉市相良町字一丁田 球磨郡球磨村大字三ヶ浦乙字小渡	人吉市矢黒町字西ノ園 球磨郡球磨村大字一勝地甲字年ノ神
	主要地方道17号 坂本人吉線(坂本橋含む)	八代市坂本町荒瀬舟迫	八代市坂本町坂本字新開
	一般県道158号 中津道八代線	八代市坂本町中津道字中道	八代市古麓町字上り山
	一般県道259号 小鶴原女木線(深水橋)	八代市坂本町西部は字笠尾	八代市坂本町西部ろ字上原木
	一般県道272号 球磨田浦線(神瀬橋含む)	球磨郡球磨村大字神瀬甲字橋口	葦北郡芦北町大字般瀬字和田
	一般県道304号 一勝地神瀬線	球磨郡球磨村大字一勝地甲字年ノ神	葦北郡芦北町大字白石字和奈木
	一般県道325号 遠原渡線(相良橋含む)	球磨郡球磨村大字三ヶ浦乙字小渡	球磨郡球磨村大字渡乙字外園

【市町村道】 7路線 約10km

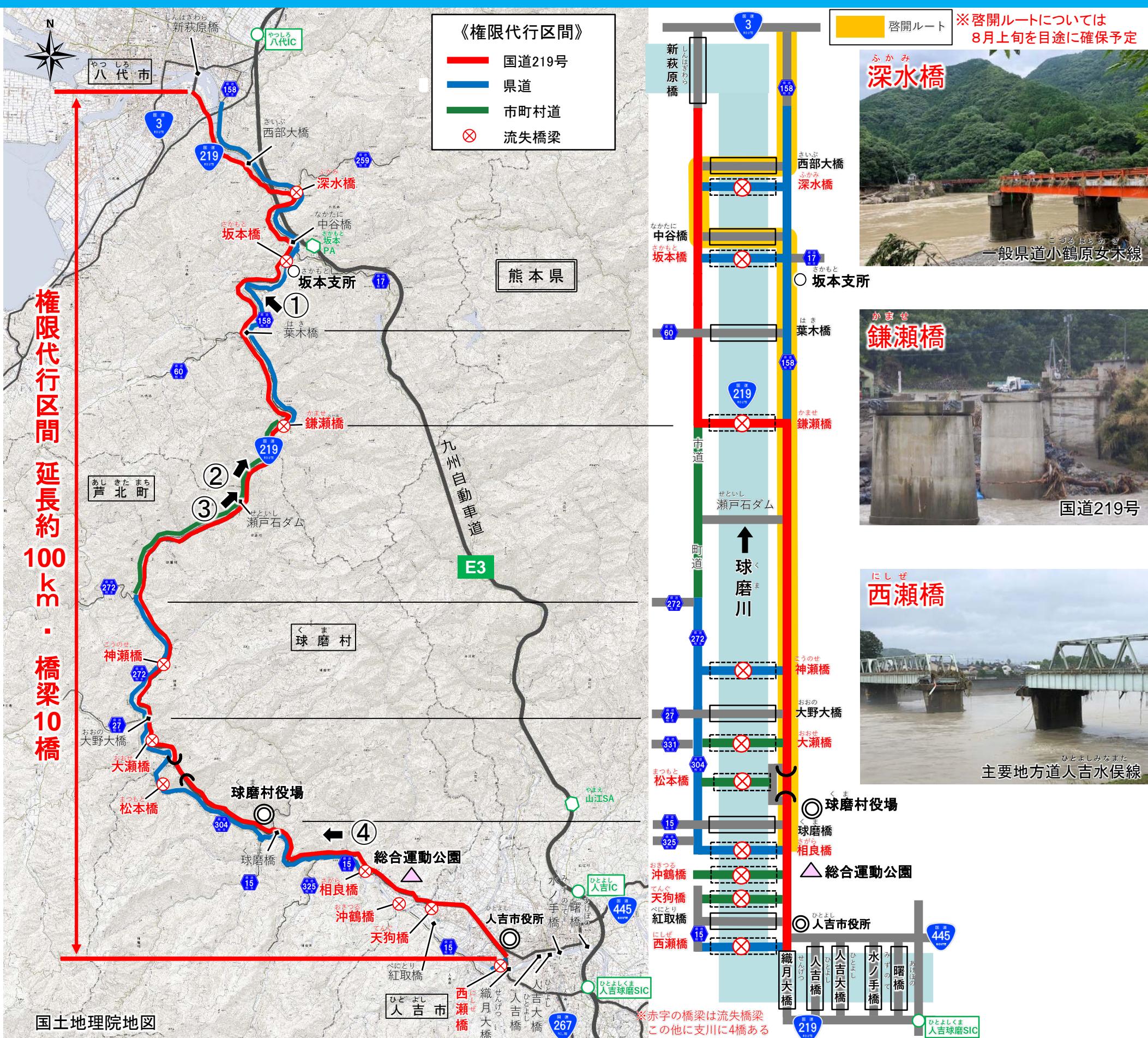
八代市	市道 鎌瀬・瀬戸石線	八代市坂本町川嶽字鷺越	八代市坂本町川嶽字桙原
	市道 瀬戸石・高田辺線	八代市坂本町川嶽字桙原	八代市坂本町川嶽字明神谷
人吉市	市道 中神大柿線(天狗橋)	人吉市中神町字大柿字池ノ口	人吉市中神町字馬場字別府
芦北町	町道 川嶽線	葦北郡芦北町大字海路字桃木平	葦北郡芦北町大字般瀬字和田
球磨村	村道 大瀬吉松線(大瀬橋)	球磨郡球磨村大字大瀬字宮の上	葦北郡芦北町大字告字大小平
	村道 松本大坂間線(松本橋)	球磨郡球磨村大字大瀬字大久保	球磨郡球磨村大字一勝地丁字下村
	村道 沖鶴線(沖鶴橋)	球磨郡球磨村大字渡乙字沖鶴	球磨郡球磨村大字三ヶ浦甲字助川

国道219号等災害復旧（直轄権限代行）位置図



④土砂流入

国道219号



【参考】

道路法 権限代行の根拠法

道路法

第十三条（国道の維持、修繕その他の管理）

3 國土交通大臣は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、都道府県に代つて自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる。この場合においては、國土交通大臣は、あらかじめその旨を当該都道府県に通知しなければならない。

第十七条（管理の特例）※令和2年5月道路法改正にて追加

7 國土交通大臣は、災害が発生した場合において、都道府県又は市町村から要請があり、かつ、当該都道府県又は市町村における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県又は市町村が管理する次の各号に掲げる道路について当該各号に定める管理(高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限る。)を当該都道府県又は市町村に代わつて自ら行うことが適當であると認められるときは、第十三条第一項、前二条及び第一項から第三項までの規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行なうことができる。

- 一 指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道維持(道路の啓開のために行うものに限る。)
- 二 都道府県道又は市町村道 災害復旧に関する工事